

日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）には、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化、受信料負担の公平性の確保等に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

ただし、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、協会においても、早急を実施することを求める。

なお、収支予算等の実施に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。
- 字幕・解説放送等の拡充について、引き続き「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成24年10月2日）を踏まえ、大規模災害等緊急時放送での字幕放送や、できるだけ幅広いジャンルの番組での解説放送の実施などの一層の充実を図るとともに、音声認識による字幕制作システムの研究、日本語の文章を手話CGに翻訳する技術の研究など、放送サービスの高度化に向けた研究を一層推進すること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」（平成27年1月30日）を参考に、国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたインターネットの活用、国内外の受信環境整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態を把握しつつ効果的かつ積極的に一層推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定し、PDCAサイクルの強化に努めること。
- 訪日外国人観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大など、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。

3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携

- 4K・8K放送について、平成28年8月に開始したBSによる試験放送を着実に実施するとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を通じた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を引き続き進めること。
また、平成30年から開始されるBSによる4K・8K実用放送の早期かつ円滑な普及に向けて、国及び放送事業者、受信機メーカー等の関係者・団体が一体となり国民・視聴者に対して周知・広報等を展開する協議会の立上げ準備及び取組、「放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会」の議論を踏まえた受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への適切な情報提供、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の受信環境整備等について、公共放送としての先導的役割を果たすこと。
- インターネット活用業務については、我が国の放送サービス向上の観点から、インターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の民間放送事業者等の関係者間での共有や相互連携に努めること。また、災害情報の提供に際して、多元的な情報伝達手段を確保する観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。また、「NHKオンデマンド」についても、同様の視点から今後のサービスの在り方について検討するとともに収支の一層の改善に努めること。
- 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や医療、教育等放送以外の分野での利活用等への寄与とともに

に、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。

4 経営改革の推進

- 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を発揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。
- 平成29年1月10日及び12日に協会が公表した職員による着服事案等については、業務の実施体制、チェック体制を改めて見直し、早急に適切な再発防止策を講ずること。
- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。以下同じ。）・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日）を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持った業務の合理化・効率化、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。

5 受信料の公平負担に向けた取組

- 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015－2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

6 放送センター建替

- 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、平成28年8月に策定・公表した「基本計画」の合理性・妥当性など、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、設計業者、施工業者の選定に当たっては、客観性・透明性を十分に確保すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

7 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化

- 東日本大震災から6年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、平成28年4月に発生した熊本地震等も含め、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等に適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。

- 平成28年4月、サイバーセキュリティ基本法が改正され、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化が図られたところであり、同法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

8 三位一体改革

- 協会の在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」について検討する際、特に以下の点について、明確にする必要がある。
 - ① インターネット活用業務における、将来の環境変化を踏まえた、公共放送としての先導的役割の在り方。
 - 国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化への対応。
 - 民間放送事業者等との連携によるコスト低減の検討や技術開発促進。
 - インターネット配信における地域性の在り方。
 - ② 動画視聴可能な機器と伝送路が多様化し、安価な動画配信サービスが普及する中で、受信料の在り方。
 - 国民・視聴者の納得感、業務の効率性、利益の国民・視聴者への還元等について、将来の変化に対応できるものにする。
 - ③ 子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す抜本的な改革。
 - 特に、これまでも指摘してきた子会社の業務範囲の適正化、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元について、組織をあげて取組を加速化し、早急に結論を得ること。